平成２２年（フ）第５８号
富山県射水市戸破4336番地１
債務者　般若真由美
１　決定年月日時　平成22年４月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第７２号
三重県四日市市中町８番８号
債務者　瀬古　陽子
１　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第９２号
三重県四日市市天カ須賀２丁目20番22号
債務者　香月　大輔
１　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第９６号
三重県いなべ市大安町平塚字上松崎1774　クラウンマンション317号、住民票上の住所青森県三戸郡三戸町大字梅内字鬢田362番地10
債務者　奥瀬　義明
１　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１０９号
三重県四日市市楠町南五味塚419番地
債務者　竹野芙美子
１　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第６９号
滋賀県東近江市五個荘北町屋町212番地１、前住所兵庫県芦屋市大東町５番９―503号
債務者　石飛　真美
１　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第２３５号
京都市北区小山花ノ木町54番地の26
債務者　藤井紀久栄
１　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２５９号
京都府京田辺市薪山垣外１番地の30
債務者　水島のぞみ
１　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２８９号
京都市伏見区竹田西桶ノ井町113番地
債務者　伊賀　啓治
１　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３４８号
京都府宇治市槇島町十一173番地の１　サンジェルマン202号
債務者　木村　裕幸
１　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３９５号
京都市伏見区醍醐中山町39番地２　市営住宅醍醐中山団地24―507
債務者　井上　恭次
１　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４７２号
京都市中京区壬生梛ノ宮町21番地
債務者　薬師左官工芸こと　薬師　　剛
１　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５２２号
京都市右京区梅津フケノ川町24　グリーンハイツ103号、住民票上の住所愛媛県今治市大西町星浦甲15番地４
債務者　越智　宣文
１　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５４３号
京都市伏見区日野野色町81番地11
債務者　山根　広宣
１　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５５２号
京都府八幡市下奈良今里８番地の１　スマイル105
債務者　藤原　康子
１　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１１１４号
兵庫県尼崎市水堂町２丁目10番７号
債務者　薦田絵利奈
１　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第９５号
兵庫県西宮市柳本町９番26―203号
債務者　髙本　義行
１　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係